

や総合的な学習の時間などを活用して地域の方にゲストティーチャーとして子どもと関わっていただき、ともに活動し、ともに学ぶ機会を取り入れてまいります。また、子どもが地域行事に参加したり、参画することを通して、地域の方とのふれ合いを密にし、占冠村の文化を継承、開発、発展させることができるように、各学校へ働きかけていくことで、地域全体で子どもたちを育む「地域とともにある学校」をめざしてまいります。

(5) 就学機会への支援

児童生徒の保護者に対する経済的支援については、教育の機会均等にとり、就学援助費の支給とともに通学バス利用者補助、上級学校に進学する生徒に対する無利子の奨学資金貸付事業を引き続き行い、家庭の教育費負担を軽減する施策を推進してまいります。

3 社会教育の充実

一人ひとりが生き生きと自己実現を図りながら、そ



の学習成果を活用して、社会参画するといった個人の自立や地域社会の共助に向けた取組を推進し、家庭と地域の豊かな繋がりの中で、親子の育ちを支援するとともに、学びを通じた地域コミュニティの活性化を図り、地域の教育力を高めてまいります。

さらに、「第7次社会教育中長期計画」を踏まえ、「だれもが、一緒に学び、考え、つながる」生涯学習の構築を基本に、地域の人材や学習環境等を有効活用しながら、村民の皆様にも多様な学習機会を提供してまいります。

社会教育の充実については、少子高齢化や年齢別の

人口構成の変化は本村においても例外ではなく、加えて就業場所や労働時間などの雇用環境の変化は、地域や家庭における生活習慣にも大きな影響を及ぼしております。

住みよいまちづくりのためには、村民一人ひとりが地域社会の一員として、意欲をもって、前向きに様々な課題や困難に向き合い、解決し、より良い社会づくりに取り組むことのできる心と力を養うことが重要と考えます。そのために、生涯学習の理念を基本とし、進んで教養を身に付け、自らを律し、価値観の変化や時代の流れを適切に読み解き対応できる力を高め、「住

みたくなるまち」「人」づくりをめざしてまいります。

(1) 家庭教育の推進

家庭は子どもたちの健全な成長の基盤であり、家庭教育は全ての教育の出発点でもあります。一方、近年、都市化や情報化の進展、労働状況の変化、地域とのつながりの希薄化など家庭を取り巻く状況が変化し、核家族化といった家族の形態も変化しています。

また、個人の価値観やライフスタイルの変化も一層進行しています。そのような状況の中で、子育てに関する悩みも多様化し、保護者が子育ての悩みを気軽に相談する機会や日常的にそばで見守ってくれる人が減るなど環境が変化しております。今後更々に現状に対応した、社会全体で家庭教育を支援する方策を考える必要が高まってきております。

こうした現状を踏まえ、小・中学校と連携しながら地域における交流や家庭教育等に関する学習づくりの機会などを進め、地域社会全体で子どもたちの学びや育ちを支える環境づくりを推進するとともに、小学校



においては就学時健康相談、中学校においては入学説明会等で、保護者を対象とした普及啓発紙の配付などを通して、家庭教育の重要性を認識していただくよう推進、啓発を行ってまいります。

(2) 生き生きと学ぶ生涯学習の推進

全ての人が生涯を通じて自ら人生を設計し、学び続け、学んだことを活かして活躍できる社会の構築を基本理念とし、村内公民館施設等の有効活用や学習機会

の充実に努め、「だれもが、一緒に学び、考え、つながる」生涯学習社会の形成に向けて取り組んでまいりませ。さらに、指導者の発掘による生涯学習の推進を図るとともに、従来の個人単位とした学習活動の支援から、協働社会の構築が必要とされる今、個人の学習成果を地域社会に還元する可能性を見いだし、より豊かで充実した生涯学習のあり方を追求・推進してまいります。



公民館図書室は、教養・文化・生涯学習の資料や情報を提供する知の拠点として、地域住民の読書活動を進め、誰もが利用しやすい施設をめざしてまいります。

(3) 芸術・文化の振興

芸術・文化は、心に潤いを与え、人間らしく暮らしていくうえでなくてはならないものです。村民一人ひとりが郷土の歴史や文化を知ることにより、自分が暮

らし、自分を育んでくれたまちへの愛着や誇りを持ち、郷土の歴史や文化を大切にすることが醸成されます。

先人から引き継いだ文化を大切に保存し、次世代に伝えていくと同時に、歴史と文化をまちづくりの貴重な財産として活用し、村民の皆様が身近な場所で、喜びや感動を味わうことができるように、村内の貴重な文化を鑑賞できる機会の充実に努めるとともに、古くから受け継がれてきた伝統文化を次世代に引き継いでいく取組を支援してまいります。

(4) スポーツの振興

人々は知的・精神的営みによるこびを見いだす一方、身体的な豊かさ、充実といった側面で、スポーツ活動は日々の生活に潤いと生きがいを求めています。

村民の皆様が、スポーツ活動を通して健康な身体と豊かな心を育み、人間関係づくり、地域づくりに役立てることは、明るく生きがいにも満たした生活を送るうえでも欠くことができません。こうした視点から、誰もが、それぞれの体力や年齢・技術・目的等にに応じて、いつ

でも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に努めます。

スポーツは、健康づくりや競技力の向上にとどまらず、生きがいの創出や青少年の健全育成、更には仲間づくりやコミュニティの活性化などの効果が期待されます。村民の皆様がさまざまななかたちでスポーツに親しむことができるよう、ニーズにあったスポーツ教室の実施や指導者の養成、学校体育施設の開放など村民スポーツ活動を推進します。

(5) 社会教育施設の充実

村民一人ひとりが地域社会の一員として豊かな人生を送ることができるよう、学習活動を支援する具体的施策と社会教育施設の充実、効果的な活用の方策を検討することが必要です。

公民館をはじめとする社会教育施設では、プログラムの提供と、その活用が進んでいます。村民の学習ニーズは、多様化しており、適切に対応していくためには、施設機能等の一層の充実を図る必要があります。これまで、一定の整備を図ってまいりましたが、村

民が安心・安全に利用できるように、既存施設の維持・管理・利用しやすい制度づくりなど、効率的な運営に努めるとともに社会教育施設の設備備品・建物等を適切に保全し、利便性の維持向上に努めてまいります。

4 むすび

以上、平成31年度の教育行政執行に関する主要な方針について申し上げます。

村民の皆様が自主的な活動を通して、生涯にわたって健康で生きがいに満ちた生活を送ることができるよう、また、新しい時代を担う子どもたちが「生きる力」を身につけ、将来にわたり夢を持ち、健康で健やかに生活できるよう、関係機関と連携し、職員とともに全力で教育行政の推進に取り組んでまいります。

今後とも、村民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。執行方針といたします。

平成31年3月7日
占冠村教育委員会